【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月23日
【会社名】	株式会社ヤマウラ
【英訳名】	YAMAURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山　浦　速　夫
【本店の所在の場所】	長野県駒ヶ根市北町22番１号
【電話番号】	(0265)81―5555(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　中　島　光　孝
【最寄りの連絡場所】	長野県駒ヶ根市北町22番１号
【電話番号】	(0265)81―6070(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　　中　島　光　孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目８番20号)

1【提出理由】

当社に対して提起された訴訟につき、判決により解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成17年７月１日付

(2) 当該訴訟を提起した者の住所及び氏名

住所　長野県松本市
氏名　瀬黒茂子
住所　長野県松本市
氏名　瀬黒義弘
住所　東京都武蔵野市
氏名　平野りつ子

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

①　訴訟の内容

当社は、平成10年５月28日付で「シャルマン・ゆうすい館」建築工事請負契約を締結し、追加変更工事を含めて請負工事を完成させ、平成10年12月29日に竣工引渡しを行った建築建物の基礎工事に瑕疵があったとして、瀬黒茂子、瀬黒義弘及び平野りつ子の３氏が当社に対し、瑕疵修補に代わる損害(建物建替費用)等の賠償請求額367,652,979円とこれに対する遅延損害金の支払いを求め提訴し、長野地方裁判所伊那支部は平成23年９月２日付けで、295,216,030円及びこれに対する年５分の割合の利息を当社に支払うよう命じる判決の言い渡しを受けました。

当社は、本判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起しましたが、平成24年２月29日付けにて東京高等裁判所より本件控訴を棄却するとの判決を受けたものであります。

②　損害賠償訴訟金額

295,216,030円

(4) 当該訴訟の解決があった年月日

平成24年３月８日(上告の断念決定日)

(5) 当該訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

当社は瀬黒茂子、瀬黒義弘及び平野りつ子の３氏に対して、元本と年５分の利息を合わせて392,872,118円を支払う。

以　上